２０２２年１２月２８日発行　Ｖｏｌ.９４

おきなわ環境ネット

沖縄環境ネットワーク通信９４号

嘉手納町屋良共栄会館での採血の様子（2022年7月23日）
（高橋年男氏撮影）

ＰＦＡＳ汚染血中濃度の測定結果とその反響から見えてきたこと …… 高　橋　年　男

宮城秋乃さんの裁判が始まった。この裁判で何が問われているのか？ …… 桑　江　直　哉

宮古・八重山地域の自衛隊駐屯地周辺地域を訪ねて（３）…… 砂　川　かおり

編集後記

ＰＦＡＳ汚染血中濃度の測定結果とその反響から見えてきたこと

高橋　年男（有機フッ素化合物〔ＰＦＡＳ〕汚染から市民の生命を守る連絡会事務局長）

はじめに

市民団体「有機フッ素化合物（ＰＦＡＳ）汚染から市民の生命を守る連絡会」（以下、「ＰＦＡＳ市民連絡会」と略す）は、今年６～７月に、県内387名の血液を採取し、京都大学の原田浩二准教授の協力を得て、ＰＦＡＳ汚染血中濃度測定を実施した。

10月上旬までにその測定結果がまとまり、10月15日に分析結果を沖縄県庁で記者会見し、発表。分析の結果、明らかになったことは、まず、環境省が実施した全国調査（2021年12月）を大幅に上回る、放置できない数値であったことだ。北谷町、宜野湾市喜友名区の数値が特に高い。また、浄水器を使わず水道水をそのまま飲み水や料理に使う人、性別では男性が、年齢では60歳以上の人が、ＰＦＡＳ血中濃度が高い傾向にあることが分かった。

沖縄におけるＰＦＡＳ汚染問題

沖縄においてＰＦＡＳ問題が大きく浮上したのは、2016年１月。嘉手納基地周辺河川から取水する北谷浄水場の汚染が県企業局の検査で見つかった。北谷浄水場は、中南部の７市町村45万人に水道水を供給している。

飲み水は生命の問題だと、嘉手納ピース・アクションに集う市民が学習会や講演会、フィールドワーク等を積み重ねていった。2019年12月、北谷浄水場の給水を受ける７市町村と嘉手納町などの市民が集まり、ＰＦＡＳ市民連絡会として、活動を始めた。

ＰＦＡＳ市民連絡会は、アンケートや署名活動を展開し、沖縄県や県議会への要望、県基地対策課、企業局、環境部、保健医療部などとの話合い、沖縄防衛局への申入れなどを取組んできた。

2020年４月10日の普天間泡消火剤流出

普天間基地から大量のＰＦＯＳ泡消火剤が流出する事件が起きた。基地からの排水溝は泡で埋まり、風に煽られた泡は飛散、住宅街に降り注いだ。翌11日朝には、下流の宇地泊川で泡が膨れ上がり、あちこちで空中を浮遊、宜野湾市消防が緊急出動した。米海兵隊によれば、消火剤原液ではなく水で希釈された量として、60,000ガロン。基地内で回収した量は22,000ガロン、基地外への流出量は38,000ガロン（143,830リットル）。

前年2019年秋に着任した司令官は、宜野湾市長への表敬訪問で、ＰＦＯＳを含まない泡消火剤に切替えていると説明したが、事故が起きてＰＦＯＳ含有泡消火剤を使用していた事実が露顕した。

北谷浄水場のＰＦＡＳ汚染

ベトナム戦争時から沖縄に持ち込まれた泡消火剤、市民は危険性を知らずに、基地周辺の井戸や湧水を日常生活用水としてきた。北谷浄水場では高機能活性炭フィルターによりＰＦＡＳを低減する措置をとってはいるが、今年５月に、除去フィルターの活性炭が飽和して浄水の濃度が逆に高いことがニュースになった。過去２年半、原水と浄水の逆転現象が続いている。活性炭に付着したＰＦＡＳが剥がれ落ち、浄水に混入する逆転現象である。

北谷浄水場のＰＦＡＳ汚染の影響を調べるために、2019年４月に京都大学が宜野湾市大山区民の血中濃度を測定した。その結果、ＰＦＯＳは平均13.9ng/㎖、ＰＦＯＡは3.3ng/㎖、ＰＦＨｘＳは16.3ng/㎖であった。全国平均よりも格段に高い値であった。ところで、米環境保護局は今年６月に、ＰＦＯＳ・ＰＦＯＡの合計70ng/ℓの暫定勧告値を見直し、ＰＦＯＳは0.02ng/ℓ、ＰＦＯＡは0.004ng/ℓという桁違いの厳しい数値を示した。早急な取組みが必要なのは、北谷浄水場の汚染水源の取水を制限し、水源水量に余裕のある沖縄北部の国ダムなどキレイな水源に切り替えることである。安全な飲み水のためには最優先事項だ。

米軍ＰＦＡＳ浄化は、米軍の責任で！

2021年８月には、普天間基地がＰＦＡＳ汚染水を公共下水道に流す環境犯罪が起きた。「米軍、だまし討ち」などと報道された。処理方法を日米間で協議している最中に、デタラメな安全宣言をもって放出したのである。

宜野湾市水道局は、直ちに基地内の配管から下水道に連結するマンホールで採水し測定した。発表されたその結果は、米軍発表のＰＦＯＳ・ＰＦＯＡ合計2.7ng/ℓとは大きくかけ離れた670ng/ℓであった。

米軍はさらに、普天間の格納庫地下に溜まったドラム缶1800本分の汚染水が台風等による雨水で貯水槽から溢れ出す危険があると、日本政府にゆすりをかけて、9200万円の「緊急的な暫定措置」処分を日本側に押し付けた。

この事態をうけて米内務省の法律顧問クレイグ・ドノバン氏は「個人の資格で」論文を執筆。ＰＦＡＳ汚染の影響を受ける市民は基地内の規制にほとんど関与することができないと、地位協定の不平等と構造的欠陥を指摘し、改定を求めた。具体的には、①米軍の責任で環境汚染を浄化し、費用も負担する②日本側当局の基地内立ち入り調査を法的に認める

③汚染を引き起こした米軍構成員の処罰
④基地内環境汚染の記録の公開
の４点である。（「沖縄タイムス」2022年７月17日）

４・10県民集会から、血中濃度測定へ

2021年には金武町でも水汚染が明らかになり、うるま市でも米陸軍貯油施設から泡消火剤が豪雨であふれる事件が起きた。相次ぐ事件事故に対して、市民連絡会はジャーナリストのジョン・ミッチェル氏を講師に招いて県民集会を開催。集会には映画『ダーク・ウォーターズ』の実在のモデル、ロブ・ビロット弁護士や、ハワイ、韓国から連帯のメッセージも寄せられた。

そして自主的に血中濃度を測定し、その結果をもって、行政に疫学調査を求めることを確認。自らの健康と環境、そして次世代を守るために、資金集めや採血希望者への説明会など、ＰＦＡＳ汚染に不安を抱く住民自治である。宜野湾ちゅら水会の普天間第二小学校のグラウンド土壌調査や、自主的活動が瞬く間に広まった。

地下水汚染の深刻な嘉手納と金武、北谷浄水場から給水される北谷、沖縄市、そして同じく宜野湾市の長田・志真志地区と、水道水の他にも土壌と湧き水の汚染が広がる喜友名区、そしてこれら基地周辺地区との比較対照のための大宜味、以上の６市町村７会場で、医療関係者、公民館やスタッフの実施体制を整えた。採血日程は、６月25日から７月23日までと決まり、被験者の偏りを避けるために、ある程度の人数規模が必要とされたので、会場ごとに採血人数は50名以上とした。結果的には各会場とも50名以上が採血に同意し、全体で387名（18歳～95歳）が採血に応じた。

血中濃度測定結果は、行政への警鐘

７つの地域の中でも、金武町では毒性の高いＰＦＯＡによる汚染がとりわけ高い。原因の解明が必要だ。

比較対照地に選んだ大宜味でも、全国調査より３つのＰＦＡＳがともに高い。なぜ大宜味が？　有機肥料の材料としてＰＦＡＳを含む下水処理場汚泥の利用ではないか？　米国においても汚泥の農業利用がＰＦＡＳ汚染の重要な経路の一つになっている。

但し、全国調査の平均年齢が43.2歳であるのに対して、大宜味は60.9歳、年齢バイアス（年齢が上がるほど数値が高い）を踏まえる必要があるが、しかし、否それゆえに、より広範な疫学調査、環境調査によって、実態を把握し、対策を立てることが必要である。

血液検査をした６市町村全てにおいてＨＢＮ－Ⅱ要措置指針値を超える数値が検出された。各ＰＦＡＳ平均値も、全国平均の数倍から14倍という事実とあわせて、この結果は、行政の不作為に対する警鐘である。

ドイツＨＢＮ－Ⅱ、全米アカデミーのガイドライン

日本では基準がないが、ドイツ政府はＨＢＮ－Ⅱ要措置指針値（ＰＦＯＳ血中濃度20ng/㎖、ＰＦＯＡ10ng/㎖、妊娠適齢期女性はそれぞれ半分量のＰＦＯＳ10ng/㎖、ＰＦＯＡ5ng/㎖、「この数値を超えると健康影響があると考えられ、行政は緊急に曝露低減策を取る必要がある」）を定めている。今回調査した387サンプルのうち、27サンプルがこの値を超過しており、そのうち、北谷浄水場から給水される224サンプルでは24サンプルが超過していた。この比率から推測すると、北谷浄水場45万人のうち、ＨＢＮ－Ⅱを超過する人口は２万人を下らない、恐るべき結果である。

今年７月28日、全米科学・工学・医学アカデミーは、保健福祉省との連携プログラムとして、臨床医向けの汚染地域住民などへの検査ガイダンスを発表した。７種類のＰＦＡＳ血中濃度の合計値が2ng～20ng/㎖の場合、感受性の高い被験者に、ＰＦＡＳ曝露を減らすよう奨励し、脂質異常症、妊娠高血圧症候群、乳ガン等のスクリーニングを行うこと、20ng/㎖以上の場合、有害リスクが高いとして、さらに甲状腺機能検査を実施し、腎臓ガン、精巣ガン、潰瘍性大腸炎の兆候を評価するよう求めている。沖縄における広範囲のＰＦＡＳ汚染が極めて高いことが明らかになった今、汚染実態の把握と、それに基づく健康指導や検査が不可欠である。キレイな水を社会権として保障し、生活指導、低減方策などについて世界各地で実証されている取組みに学びたい。

今後の取組み、課題

汚染源特定のための基地内立入り、米ＥＰＡの新基準等に対応するＰＦＡＳ規制の立法化、行政による疫学調査と環境調査、子どもたちへの健康影響や、農漁業への被害、泡消火剤を扱う職域調査なども、これからの課題である。基地内からの汚染がフェンスを越えて、市民に被害を及ぼすことを、地位協定の「排他的管理権」（第３条）や「原状回復義務の免除」（第４条）によって免責することはできない。

ＰＦＡＳ市民連絡会は、11月24日に沖縄県知事に要望書を提出し、翌25日午前には院内集会と政府への要望およびヒアリング（環境・厚労・防衛）を実施した。東京（多摩・府中）、神奈川（厚木・横須賀・座間）、大阪など各地の市民とも繋がった。午後は日本外国特派員協会で沖縄ＰＦＡＳ問題を報告し、ネットで国際配信された。環境問題に国境はない、汚染者負担の原則、予防原則等は世界の常識だが、日本政府は「米軍お咎めなし」の答弁に終始した。国民保護という責任を放棄するあの政府の姿、この国ではすでにどこか破綻をきたしている。

ＰＦＡＳ汚染の根本的な解決のために、汚染源を特定し、包括的な浄化に着手していくこと、これは、沖縄の生存権がかかった問題である。

宮城秋乃さんの裁判が始まった。この裁判で何が問われているのか？

桑江　直哉（宮城秋乃さんの裁判を支える市民の会事務局長・沖縄環境ネットワーク事務局）

この裁判は、世界自然遺産の森に残されている米軍廃棄物の問題を明らかにし、森の生物を守ろうと立ち上がった個人に対して、これを潰そうと国家権力が刑事事件として起訴し、裁判所に刑事罰を要求しているものです。

今回の報告は、沖縄環境ネットワーク会報91号（2022年３月発行）「『宮城秋乃さんの裁判を支える市民の会』発足、いま何が問われているのか？」から９ヵ月、その後の経過報告となります。

2022年４月２日「宮城秋乃さんの裁判を支える市民の会」（以後、市民の会）の発足集会が、那覇市八汐荘にて行われ106人の参加者がありました。同会は、宮城秋乃さんの裁判費用のみならず、心の支えとなるべく活動を開始し、市民の会の銀行口座を開設、寄付カンパを募ったり、Webページを開設し周知理解を拡げています。

2022年９月まで裁判はなく、非公開で検察、裁判所、弁護士、本人による公判前整理手続きが行われました。

以下は、市民の会の会報「宮城秋乃さんの裁判を支える市民の会ニュース」を再編集し、12月13日の第６回公判までの裁判の状況について報告致します。

原告、被告それぞれ訴え、争点は主に以下のとおり。

●原告・検察側の訴え　公訴事実

①2021年３月７日　道路交通法違反
　北部訓練場メインゲート前で交通妨害
②2021年４月７日　威力業務妨害
　北部訓練場メインゲート前で空き瓶等を散乱させた
③2021年10月30日　道路交通法違反
　北部訓練場Ｎ４ゲート付近で交通妨害
④2021年11月４日　道路交通法違反
　北部訓練場メインゲート前で交通妨害

●被告・弁護側の訴え　法的な問題点

①公訴権の濫用
　・検察官が独占する起訴権限の濫用の問題
　・恣意的、差別的起訴ではないか？
②威力業務妨害の該当性
　・「威力」にあたるのか
　・業務は妨害されたのか
③表現の自由の侵害
　・現場における表現活動の重要性
　・米軍廃棄物を戻す行為にメッセージ性

2022年10月18日、13時30分より第１回公判（於那覇地裁）。これに先立ち、12時から事前集会。弁護団から、本件の４つの争点について説明があり、①控訴事実全てについて無罪である。②道路交通法違反２件の罪は成立しない。③威力業務妨害罪も成立しないことが冒頭陳述の文書とともに説明された。

第１回公判で、公訴事実③道路交通法違反（2021年10月30日の北部訓練場Ｎ４ゲート付近での交通妨害）の取り調べ。証拠となるビデオは大画面（傍聴席からも見える）には全く出されず、裁判官３名と検察官２名は各自の前に画面があるが、弁護団及び秋乃氏については合計10名が２列に並んでいる中で、前列中央にモニターが１台あるだけ。それも72分のうち２分数秒しか上映されませんでした。弁護団から、傍聴席にも見えるように上映することが要求されましたが、裁判長はこれを却下。従って何の違反が指摘されているのか全く不明のまま、証拠調べはこれで終了とのこと。

公訴事実①（2021年３月７日の道路交通法違反）については、大画面で映す範囲の調整がつかず、取り調べ未了で、先送りとなりました。

第２回公判は、2022年11月８日。公訴事実④（道路交通法違反の１つ）と公訴事実②（威力業務妨害）のビデオの取り調べ。

この日の公判は公訴事実④「2021年11月14日午後４時35分から５時ころまで北部訓練場メインゲート前の県道70号線上で、車両のまえに立って交通妨害した」ことのビデオでの証拠調べでした。

この日の公判を取材した琉球新報の記事（2022年11月９日付）には、「計３時間ほどのうち（中略）検察側の指示通り、断続的に12分ほどしか公開されなかった」と書かれており、弁護団から職権で公開

するように求めたのに対し、裁判長はこれを認めなかったことも、書かれています。この日もビデオ画面を見ることが出来たのは裁判官と検察。弁護団は10人に１台のモニターだけ。被告であるはずの秋乃さん自身、何を証拠に何が犯罪だとして刑事罰を科されようとしているのか、わからなかったのではないでしょうか？

しかも、検察側の認識は「沖縄県の社会的特性」なるものがあって、それゆえに裁判長でさえ公開しても差し支えないと判断していた映像の上映を拒否しました。

何が「沖縄県の社会的特性」なのか、そしてそれが証拠の公開にどのような障害になるのか、検察官の認識を県民の前にはっきりさせなくてはなりません。

第３回公判は、2022年11月10日。公訴事実②、2021年４月７日の業務威力妨害について。基地警備員（米軍憲兵隊員？）と食堂の従業員に対し、「危ないので触らないでくださいね。ＰＣＢとかまじっているので」などと、空き瓶等が危険物である旨言うなどしてメインゲートの通行を妨げ、就業を困難にさせるとともに、被告人への対応や空き瓶などの撤去を余儀なくさせ、威力を持って人の業務を妨害した」というもの。

検察は、弁護団・被告・傍聴席全てからの遮蔽を不当に要求。この日は、「誰が、どのような業務に関して被告人から威力妨害されたか」を３名の証人が証言するはずでした。しかし、開廷の午後１時半になっても、最初の証人は出廷しませんでした。検察は、証人を守るために、弁護団・被告・傍聴席全てから遮蔽が必要だと主張。弁護団は「裁判長は必要ないといっている。検察は傍聴人がYouTubeなどを持ち込んでいるというが、その証拠はない。被告人が証言者に危害を加えたことはない。証言者の個人情報も問題ない。遮蔽の要求は、被告が危険人物だという印象操作である。」と反論。

裁判長も「遮蔽について疑問を感じている。遮蔽無しで証言するよう、証人を説得してほしい。」旨、発言。しかし、検察側は「証人はまだ裁判所についていない」。

14時20分まで、審議は止まったまま。その後弁護団、検察官、裁判官が別室で討議？　内容わからず。

威力業務妨害の実態についての証言。３人予定の内の２人が証言する。

①男性の証人：食堂の管理、調理管理の仕事。

②女性の証人：食堂従業員。

内容は割愛するが、結局、２人とも遅刻はしたが減給などの不利益はなく、具体的な業務への支障もなかった。しかし放射性物質という言葉を繰り返し使えば、被告人を危険人物として印象付けられる。そのための無理な証言だったのではないかと思われました。またこの日、傍聴席の３分の２が防衛局職員と思われる人たちで占められていたことも、基地従業員である証言者には圧力だったのではないでしょうか？　遮蔽パネルはむしろそのために必要だったのかもしれません。

第４回公判が2022年12月6日。この日は公訴事実②の威力業務妨害について日本人憲兵隊員１人と、公訴事実①道路交通法違反に関して米人海兵隊員１人の証人尋問でした。いきなり遮蔽して、裁判開始。証人Ⅰ：日本人。憲兵隊員。証人の業務は①パス、ＩＤのチェック②パスを持たない人のエスコート③詰所後方の遮断機の上下④不審者のチェック。証言の内容からは秋乃さんの行動で業務に支障はない。証人Ⅱ：米人、海兵隊員。通訳付き。証人Ⅱの業務は、北部訓練場メインゲートで、訓練場への立ち入りを認めるか否かの判断をすること。証言から業務に支障はない。

第５回公判2022年12月８日。公訴事実②（2021年４月７日に威力業務妨害）で民間警備会社の警備員１名と防衛局職員１名が証言。内容は字数の関係で省略。

第６回公判2022年12月13日。公訴事実②（2021年４月７日に威力業務妨害）の証人尋問。「午前８時からの勤務、ゲートに来た時には、イエローラインの内側にゴミが散乱し、通過できず。上司に連絡し、そのまま待機するようにとの指示があったため待機。その後憲兵（日本人）がゴミを片付けたので勤務に入った。この間約30分遅刻したが、欠勤（遅刻？）扱いにはなっていない。しかし30分、遅刻したことは威力業務妨害である。」

公訴事実①道路交通法違反のビデオ上映を行うも、これまで同様に傍聴者には映像をほとんど公開されず。

毎回裁判前の事前集会後、傍聴抽選場所に向かう我が方は30人ほど、しかし既に原告側の背広姿の方々がそれ以上に抽選に並んでいる。抽選に当たっても公判が始まる前、金属探知機のゲートをくぐらないと法廷に入れない、持ち物チェックをされる。さらに証拠ビデオを「沖縄県の社会的特性」と傍聴者にほとんど公開されない。このような異様な状態で急ピッチに裁判が続いた。

次回裁判は、追起訴公判前整理後2023年４月頃予定。

●「宮城秋乃さんの裁判を支える市民の会」では、寄付カンパを募っています。

問合せ090-6868-6232（桑江）

裁判支援カンパ：口座名ミヤギアキノサンノサイバンヲササエルシミンノカイ

郵便口座　記号17080　番号20658151

ゆうちょ銀行【店名】七〇八【店番】708

普通預金【口座番号】2065815

宮古・八重山地域の自衛隊駐屯地周辺地域を訪ねて（３）

砂川　かおり（沖縄国際大学　講師）

2022年３月20～25日に、既設及び建設中の自衛隊駐屯地の周辺住民の方のお話を伺うために、宮古島、石垣島、与那国島を訪れた。今回は、第３回目として、宮古島市の陸上自衛隊保良訓練場の環境問題について、現地調査及び提供頂いた資料などに基づいて報告する。

==========

１．宮古島市

（３）陸上自衛隊保良訓練場（保良地区）

2019年に宮古島市野原地区に完成した陸上自衛隊宮古島駐屯地には既に地対艦ミサイル、地対空ミサイル部隊が配備されている。同年より、保良地区では「陸上自衛隊　保良訓練場」（陸自宮古島訓練場地区火薬庫）として、そのミサイル部隊の弾薬を保管する目的で弾薬庫、射撃訓練場、訓練中の隊員隊舎等の建設が進んでいる。同訓練場では、迫撃砲弾（模擬弾）を使った実射訓練も行われたこともあるが、周辺住民の反対で現在は実施されていない。中心施設はミサイル弾薬庫であるが、訓練場を含む一大ミサイル基地が建設中である。

同訓練場の面積は19haで、２棟の弾薬庫が既に完成している。残り１棟は、その建設予定地の所有者の同意を得られていないことから、12月現在でも未建設のままになっている。弾薬庫に隣接して約１㎞圏内に保良集落と七又集落があり、最も近い民家までの距離は約250ｍ（＊１）である。同訓練場の環境影響への懸念は以下の通りである。

民家（☆）から約250ｍの距離にある
弾薬庫（ピン）の位置（出典：文末脚注10の16頁）

①弾薬庫（火薬庫）と民家や集落が非常に近すぎる距離にあること

保良訓練場には２棟の弾薬庫があるが、宮古島駐屯地（千代田）と異なって、火薬類の貯蔵を示す標識が12月現在でも設置されていない。前回の報告で述べたように、陸上幕僚長が定めた「火薬類の取り扱いに関する達」（＊２）第21条は、貯蔵責任者が、火薬庫で火災が起きた場合の危険度を示す「火災標識」を設置するよう義務づけている。保良地区の住民の方へのヒアリング（＊３）によると、防衛局へ開示請求した結果より、駐屯地から弾薬の設置申請は出されておらず、保良弾薬庫には弾薬がまだ入っていないと思うとのことであった。同訓練場の建設工事が終了した後には、爆薬の貯蔵等が予想されるが、宮古島駐屯地（千代田）と同様に、元自衛官で軍事ジャーナリストの小西誠氏は、弾薬庫に関して、以下のような問題点を指摘している。

●火災時の避難が困難であること

ア）防衛省の二重基準と火薬取締法違反の可能性

陸自教科書では、地対艦誘導弾が火災に遭った場合、爆発するまでの時間は約２分とされ、その際には１㎞以上離れるか、物陰に隠れるなどの対応が示されている（＊４）。防衛省は貯蔵する爆薬量を公表せず、火薬類取締法による保安距離（危険物施設が付近の民家などに対して延焼などの影響を及ぼさないように法律で定めた距離）が守られるかどうか検証できていない。

小西氏は、情報公開請求で入手した資料などを基に、保良弾薬庫に保管する爆薬量を約13トン（平時の保管量）と概算した結果、保安距離は380ｍとなり、同弾薬庫の火薬取締法違反の可能性を指摘している。更に同氏は、仮に、保安距離200mで保管できる爆薬量は2トンで、地対艦ミサイル10発弱にしかならず、有事には対応できないとも分析している（＊５）。

イ）火災時に対応できない、周辺地域の土地利用に相容れない計画

陸上幕僚長が定めた「火薬類の取り扱いに関する達」別紙第１（第３条関係）（＊６）では、火災標識に該当する弾薬の種類、火災時の危険度及び消火要領を次のように明示している。第１群として、該当弾薬等は、「りゅう弾等　火砲弾薬、迫撃砲りゅう弾、誘導弾、ロケット対戦りゅう弾及びロケットりゅう弾頭、対戦車地雷」など十数種類とその他類似品を列挙。保良訓練場の「火薬庫」には、ミサイルの弾薬、つまり第１群の「りゅう弾等」が配備される予定である。

第１群に該当する弾薬等の火災時の危険度について、住民との関係で重要な点として、「消火要領等

２．留意事項（２）爆弾等が爆発している場合には、600m以内に近づいてはならない。」との規定がある。

2006年10月21日には、米海軍・佐世保弾薬補給所（通称、「前畑弾薬庫」）施設内での火災事故が発生している（＊７）。

近隣集落から約250mに位置する保良火薬庫は、火災時において周辺住民の生活環境に対して、「深刻な、あるいは不可逆的な被害」をもたらすおそれがある。仮に火災の可能性が低いとしても、原発事故と同様に、住民の生活環境へのリスク管理の政策を策定、実施することは、行政機関及び事業者として、防衛省の当然の責務であり、国防を理由にその責任を免れることはできない。防衛省は、保良訓練場の建設が「リスク管理が事実上不可能な、周辺地域の土地利用に相容れない計画」でないことを、住民に対して説明する責任を果たすべきである。

ウ）違法か、役に立たない保良訓練場の弾薬庫

火薬類取締法施行規則（＊８）第４章貯蔵（火薬庫の新設又は変更の許可の申請）の（保安距離）第23条は、「火薬庫は、…その貯蔵量に応じ火薬庫の外壁から保安物件に対し次の表の保安距離をとらなければならない。」と定めている。同規則第１条第12項により、村落の家屋は、第２種保安物件であり、第23条の表に基づくと、例えば、村落の民家より保安距離250mの距離における爆薬の貯蔵量は、６トンと定められている。

2019年12月２日に、宮古島市の住民グループ「南西諸島ピースプロジェクト」「ミサイル・弾薬庫配備反対！住民の会」は防衛省・経産省との交渉を行い、その際、次のような質問を行った。「（略）…(1) 保良地区の火薬庫（弾薬庫）は隣接した３棟を予定しているが、自衛隊習志野基地と同様に貯蔵量における保安距離は１棟ずつで計算されるのか。また、火薬庫（弾薬庫）を複数棟建設した場合、同じ敷地内であっても個別のものとみなせるとする法的な根拠はあるのか、ご教示いただきたい。」

それに対して、防衛局は、同年12月16日付で、「火薬庫の保安距離について、火薬類取締法令では、火薬庫の種類及びその貯蔵量に応じた保安距離を確保することが規定されていますが、隣接する複数の火薬庫分を合わせた貯蔵量に対して保安距離が規定されているものではないと承知しています。」（＊９）と答え、防衛省は「（個々の弾薬の許容貯蔵量を）合算しなければならないという法律はない」との解釈（＊10）を続けている。この解釈では、住民グループが主張するように、10棟の弾薬庫をつくれば10倍の火薬量が貯蔵できることになり、保安距離を設けた趣旨が失われる恣意的な解釈である。

神奈川県横須賀の海上自衛隊大矢部弾庫は保安距離問題で機能を喪失した事例であり、軍事専門誌ライターの文谷数重は、次のように経緯を説明している。「横須賀にあった大矢部弾庫は保安距離問題で機能を喪失した例だ。民間の土地開発により弾庫の至近距離に建物を作られた。結果、保管上限は換爆量25トンから0.2トンに激減し機能を失った。砲弾やミサイルの保管は不可能となり末期は無炸薬の20ミリ機関砲弾しか収容できなくなった。そのため廃止された」（＊11）。

米国のカリフォルニア州サンディエゴにあるミラマー海軍基地も、航空機事故のリスクや騒音被害を軽減する目的等のため、基地周辺に緩衝地帯（バッファー）を設け、土地利用を規制することで、軍事的ニーズと周辺住民の安全や生活環境の保全という対立する利害を調整している。軍事的ニーズと周辺住民の安全や生活環境保全という対立する利害の調整が図れない土地利用は、大矢部弾庫の事例のように見直されるべきである。

更に、千葉県陸上自衛隊習志野演習場の３棟の火薬庫に貯蔵する爆薬量については、防衛省から習志野市当局への説明がなされていた（＊12）。防衛局は、宮古島市に対して、保良火薬庫に貯蔵予定の火薬保管量を防衛上の機密を理由に開示していない（＊13）。

●ミサイル発射時に切り離されるブースターが民間地に落下する可能性

2020年６月に、当時の河野防衛大臣は、ブースター（ミサイルの推進補助装置）が山口県内の陸上自衛隊演習場内に落下しない可能性があること、地元の反発などを理由に、陸上配備型迎撃ミサイルシステム「イージス・アショア」の配備を中止した（＊14）。つまり、県外の自治体には、より丁寧な説明がなされ、安全が確認できない場合にはミサイルシステム配備中止という選択もなされている。

陸上自衛隊宮古島駐屯地に配備されている地対艦ミサイル、地対空ミサイルは、発射時には発射地点が攻撃されるリスクに備え、移動可能な車載式となっており、保良訓練場の南側に位置する県道235号線の東半分～国道290号線の一部～県道83号線（南端～真謝漁港を過ぎた辺り）が車載式ミサイルの移動が推測される導線となっている（＊15）。ブースター落下の危険性について防衛省は、「市街地を避けて撃つ」と答え、特に、周辺村落である保良・七俣への配慮については回答しないまま、工事を進めている。

②防衛省の恣意的な法令の運用

先述したように、火薬保管量についての情報開示、ブースター落下への対応など、県外の自衛隊基地と保良訓練場の整備・運用には二重基準が存在している。このような恣意的な法令の運用を防衛省は直ちに改めるべきである。

③その他の様々な問題

上記以外にも、保良訓練場の建設・運用にあたっては、以下のような問題が挙げられる。①「地下式」弾薬庫ではなく、軍事的に非常識と評される「地上式弾薬庫」である点、②ミサイル燃焼時に発生する有害な塩化水素ガス（＊16）、③保良訓練場周辺に積み上げられている不安定な「ボタ山」問題、④不発弾・電磁波・夜間行進の危険性（＊17）、⑤地下水汚染の懸念、⑥近接して活動性に疑いのある福里

断層系（＊18）、⑦実効性のない国民保護計画、⑧攻撃目標となる危険性（＊19）等。様々な問題があり、周辺住民の皆さんはとても危惧している。

また、保良訓練場の西入口周辺に設置されている建設業の許可票などから、著名な元国会議員の親族が経営している地元の建設業者が県外の大手建設業者と共同企業体を組織して工事を施行していることも確認できた。防衛施設の建設業務を地元の建設業者が下請けし、日本政府が公共事業として自衛隊施設建設を進めていることが、宮古島市において自衛隊基地建設に伴う加害側と被害側を分断し、地方自治を侵害し、解決を難しくしている。財政を用いた地方自治への介入の在り方も、今後問われなければならない。

最後に、今回の調査にご協力頂きました「ミサイル・弾薬庫配備反対！住民の会」の皆様、下地茜宮古島市議及び関係者の皆様に心よりお礼申し上げます。

次回は、石垣市平得大俣地区に建設が進められている陸上自衛隊石垣島駐屯地について報告を予定しています。

【注】

＊１　防衛省整備計画局「三.（2019年12月２日の意見交換会時の質問への回答）」（令和元年12月16日）２頁（下地茜宮古島市議提供）。
＊２　陸上幕僚長（昭和55年12月６日。最新の改正：令和３年３月）陸上自衛隊達第95−４号「火薬類の取扱いに関する達」http://www.clearing.mod.go.jp/kunrei_data/f_fd/1980/fy19801206_00095_004.pdf
＊３　2022年12月17日、保良地区在住の「ミサイル・弾薬庫配備反対！住民の会」下地薫さんへのヒアリングによる。
＊４　陸自教科書『火砲弾薬、迫撃砲りゅう弾、ロケット及び誘導弾』「第３節 対艦誘導弾」550頁（発行：武器学校、平成25年11月）、小西誠「2020－７宮古島保良」（2020年）18頁（下地茜宮古島市議提供）。
＊５　小西・前掲注（＊４）31頁。
＊６　陸上幕僚長・前掲注（＊２）26頁。詳しくは、沖縄環境ネットワーク通信第93号（2022年９月発行）６頁を参照。
＊７　西日本新聞「ワードBOX　前畑弾薬庫火災」https://www.nishinippon.co.jp/wordbox/3674/
小西・前掲注（＊４）35頁。
＊８　昭和25年通商産業省令第88号　火薬類取締法施行規則
file:///C:/Users/ksunagawa/Downloads/325M50000400088_20220115_503M60000400073_h1.pdf
＊９　防衛省整備計画局・前掲注（＊１）１頁。
＊10　下地茜「宮古島ミサイル弾薬庫反対運動の状況について__抽出」24頁。
＊11　軍事専門誌ライター・文谷数重「宮古島に弾薬庫は必要なのか」『Japan In-depth』（2019/4/30）
https://japan-indepth.jp/?p=45534。小西・前掲注（＊４）34頁。
＊12　（千葉県）習志野市議会 会議録 平成21年12月 定例会（第４回）12月４日５号
※中村容子議員の質問に対する、本城章次良総務部長の答弁
https://ssp.kaigiroku.net/tenant/narashino/SpMinuteView.html?power_user=false&tenant_id=161&council_id=88&schedule_id=6&view_years=2009。「memo」（下地茜宮古島市議提供）。
＊13　下地・前掲注（＊10）22頁。
＊14　朝日新聞「（時々刻々）陸上イージス、急転直下。ブースター制御、理由に　計画停止」2020年6月16日
https://digital.asahi.com/articles/DA3S14514127.html。小西・前掲注（＊４）23頁。
＊15　下地・前掲注（＊10）24頁。
＊16　小西・前掲注（＊４）45頁。
＊17　前掲注46頁。
＊18　奥間政則「宮古島の自衛隊基地の現状」（2019年10月13日）。
＊19　小西・前掲注（＊４）47頁

■編集後記■

軍事化がもたらす地球環境への悪影響は想像に容易い。それは気候変動への影響にも大いに関わる。先月、国連気候変動枠組条約締約国会議（ＣＯＰ27）がエジプトで開催された。各国が地球温暖化対策について世界全体で取り組んでいくことを毎年議論する場である。

ウクライナのゼレンスキー大統領は、同会議にて「平和なくして効果的な気候政策はありえない。」とビデオ演説で述べた。しかしながら、ＣＯＰの場においては、軍事化と気候変動を関連づけて議論することはタブー視されていると、参加した環境団体のウェビナーで知った。大国の政治的圧力があるとのことだ。軍事には大量の燃料が必要だ。すなわち、地球温暖化を加速することになる。

安保３文書が閣議決定された夜に、この原稿を書いている。軍事拡大が進む日本で、どう温室効果ガス削減を実行させるのであろうか。　（編集部・まつだかなこ）

◆沖縄環境ネットワーク世話人会◆（参加自由！）
日　時：お問合せ下さい
場　所：沖縄環境ネットワーク事務所
年会費：個人会員：3,000円　学生会員：1,500円
家族会員：3,000円　団体会員：10,000円
特別賛助会員：100,000円
郵便振込先：（口座番号）02010－9－20132
（加入者名）沖縄環境ネットワーク

沖縄環境ネットワーク通信・第９４号
2022年12月28日発行
発行元：沖縄環境ネットワーク
〒904-2171 沖縄市高原3-14-2「ゆがふプラザ」内
PHS 070-5494-2502
FAX 098-989-6243
メール／info2009@oki-kan.net
ブログ／http://okikannet.ti-da.net
発行人：桜井 国俊 ／ 編集：松田 かなこ